

令和6年度
家庭用地域脱炭素移行促進設備等導入支援事業補助金に関するご案内

御殿場市では、地域の脱炭素社会実現に向け、環境への負荷が少ないエネルギーの利用に係る市民の取組を推進し、地球温暖化の防止及び環境の保全を図るため、予算の範囲内で補助金の交付を行っています。

【 補助対象者 】

※御殿場市に住民登録があり、市町村税の滞納がなく、過去に同じ補助対象設備で補助金の交付を受けていない者（生計を同じくしている者を含む）に限ります。

補助対象機器の種別	補助対象者
1 太陽光発電設備	次のいずれかに該当すること ア 専用住宅に太陽光発電設備を設置した者（電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給を行う者を除く。） イ 太陽光発電設備が設置された建売住宅（販売の目的で建築された専用住宅をいう。以下同じ。）を購入した者
2 太陽熱高度利用システム	次のいずれかに該当すること ア 専用住宅に太陽熱高度利用システムを設置した者 イ 太陽熱高度利用システムが設置された建売住宅を購入した者
3 燃料電池システム（エネファーム）	次のいずれかに該当すること ア 専用住宅に燃料電池システムを設置した者 イ 燃料電池システムが設置された建売住宅を購入した者
4 蓄電システム	次のいずれかに該当すること ア 専用住宅に蓄電システムを設置した者 イ 蓄電システムが設置された建売住宅を購入した者
5 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	専用住宅（新築のものを除く。）に家庭用エネルギー管理システムを設置した者
6 次世代型自動車（電気自動車、燃料電池自動車）	次のいずれかに該当すること ア 次世代型自動車の所有者かつ使用者であること イ 次世代型自動車の所有権留保付きの融資を受けて取得した場合には、当該自動車の使用者であること
7 戸建住宅高断熱化等施設（ZEH）	次のいずれかに該当すること ア ZEH（専用住宅に限る。以下この項において同じ。）を新築し、又は改修した者 イ 販売の目的で建築されたZEHを購入した者

【 補助額・補助対象設備 】 ※全ての設備においてリース・サブスク・中古は対象外

補助対象機器	補助額		補助対象機器の条件
1 太陽光発電設備	モジュールの出力		住宅の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電するシステムのうちモジュール最大出力が10kW未満の住宅用のもの *増設は対象外
	1～5kW未満	3万円	
	5kW以上	5万円	
2 太陽熱高度利用システム	2万円		一般社団法人ベターリビングの優良住宅部品認定制度に登録されているもの
3 燃料電池システム	5万円		一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録制度に登録されているもの
4 蓄電システム	初期実効容量		一般社団法人電気協会が設置するJEA蓄電池設備認定委員会が認定したもの又はこれと同等の性能を有すると市長が認めたものであって、土地に定着されたもの
	1～5kWh未満	3万円	
	5kWh以上	5万円	
5 家庭用エネルギー管理システム	1万円		ECHONET-Liteを標準インターフェイスとして搭載したもので、保証開始日から2年以上経過した既存住宅に設置されたもの *新築に設置は対象外
6 次世代型自動車	5万円		初度登録のものであって、CEV補助金の交付を受けているもの
7 戸建住宅高断熱化等施設	1万円		国のZEH化等支援事業補助金の交付を受けているもの

【 補助対象設備設置期間 】

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までに保証開始（登録）した設備が令和6年度の補助対象設備となります。

【 申請期間 】

申請は保証開始日以後（登録後）の申請になります。

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までに申請してください。

※予算の範囲内での補助金交付となるため、お早めに申請をお願いします。

【 申請時の必要書類 】

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 設備及びその設置場所の案内図（地図）
- (4) 滞納のない証明書（申請日の直近3か月以内に発行されたもので、その他申請書類と同一の住所のもの。）

《市役所税務課、各支所、駅前サービスセンターで「滞納のない証明書」を取得してください》

※令和6年1月1日に御殿場市に居住していなかった方は、前住所地で税金を完納していることが分かる書類（完納証明書、納税証明書、滞納のない証明書など）を取得し添付してください。

- (5) 設備及びその設置に係る領収書の写し
（領収の日付、発行する業者名と社印、申請者の氏名等明記）
- (6) 設置設備に係る内訳書の写し（見積書等、工事費用の詳細が分かるもの）
- (7) その他設備別必要書類及び設備設置の状況を示すカラー写真（4ページの表をご確認ください）
- (8) 補助金交付請求書（様式第4号）
- (9) その他市長が必要と認めるもの

(7) 設備別必要書類及びカラー写真一覧表

「型式No.」と記載があるものは、型式をはっきりと確認できるように設置設備の表示部分を写した写真を用意してください。

1 太陽光発電設備	
書類	①設置に係る平面図 ②仕様書の写し（パンフレットのコピー等） ③保証書の写し
写真	④全てのモジュール設置面 ⑤パワーコンディショナーの全景及び型式No. ⑥モジュールの設置面を含む家の全景 ☆モジュールの設置枚数が写真で確認できない場合は、モジュール配置図を添付してください。
2 太陽熱高度利用システム	
書類	①設置に係る平面図 ②一般社団法人ソーラーシステム振興協会の優良ソーラーシステム認証制度に登録されているものであることを証する書類又は一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定書の写し <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="margin: 0 10px;"> <p>優良ソーラーシステム認証 汎用システム（住宅用） 一般社団法人 ソーラーシステム振興協会</p> </div>  <div style="margin: 0 10px;"> <p>優良ソーラーシステム ソーラーシステム振興協会</p> </div>  <div style="margin: 0 10px;"> <p>BLマーク監証 品名 B-bs ベターリビング TEL:03-5217-0800 専断保証・賠償責任保険付 優良ソーラーシステム認証 汎用システム（住宅用） 一般社団法人 ソーラーシステム振興協会</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>※機器本体に貼付けられています （写真可）</p> </div> </div>
写真	③保証書の写し ④集熱器の全景及び型式No. ⑤貯湯タンクの全景及び型式No. ⑥集熱器、貯湯タンクを含む家の全景
3 燃料電池システム（エネファーム）	
書類	①設置に係る平面図 ②一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録制度に登録されているものであることを証する書類の写し（ホームページの写し等） ③保証書の写し
写真	④燃料電池ユニットの全景及び型式No. ⑤貯湯ユニットの全景及び型式No. ⑥燃料電池ユニット・貯湯ユニットを含む家の全景等 ☆ユニットを含む家の全景を撮影するのが困難な場合は、家の全景写真のみでも可

4 蓄電システム	
書類	①性能を示す書類（パンフレットのコピー等） ②蓄電システムに係る電力変換装置及びその附属設備等の仕様書の写し（パンフレットのコピー等） ③安全基準の適合を証する書類（写真でも可）    ※機器本体型式No.と共に印字されています（一例） ④保証書の写し
写真	⑤蓄電池ユニットの全景及び型式No. ⑥電力変換装置（パワーコンディショナー）の全景及び型式No. ☆電力変換装置内蔵型の場合、内蔵していることを示す書類を添付してください。（施工業者作成の図面でも可） ⑦家の全景
5 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	
書類	①仕様書の写し（パンフレットのコピー等） ②国際標準規格（ECHONET-Lite）に適合することを証する書類（ホームページやパンフレットのコピー等） ③保証書の写し ④既築（築2年以上）であることを証する書類（証明書、契約書等）
写真	⑤計測ユニットの全景及び型式No. ⑥モニター（家庭の使用電力の状況が分かる画面） ⑦家の全景
6 次世代型自動車（電気自動車、燃料電池自動車）	
書類	①自動車検査証の写し ②CEV補助金の交付決定通知書の写し ③車検証の所有者と使用者が異なる場合は、その理由が分かる書類の写し（注文書等）
写真	④ナンバープレートが入った車の全景
7 戸建住宅高断熱化等施設（ZEH）	
書類	①当該住宅の高断熱化、高効率設備、太陽光発電等の設備の設置状況等の分かる書類 ②国のZEH支援事業補助金の交付決定通知書の写し
写真	③家の全景

【 デジタル地域通貨による付与 】

～複数設備を同時に導入し申請された方に、デジタル地域通貨を付与します～

1 対象設備及び付与ポイント

対象設備A (いずれか)	対象設備B	対象設備C
太陽光発電設備 太陽熱高度利用システム 燃料電池システム	蓄電システム	家庭用エネルギー管理システム

⇒対象設備A～Cの2設備を同時導入 5,000 グラ-付与 (利用期限 1 年)

⇒対象設備A～Cの全てを同時導入 10,000 グラ-付与 (//)

対象設備 (いずれか)
次世代型自動車 (電気自動車のみ) 戸建住宅高断熱化等施設

+ V2H充給電設備

⇒対象設備のいずれかとV2H充給電設備を同時導入 10,000 グラ-付与 (利用期限 1 年)

2 提出書類

- (1) デジタル地域通貨請求書 (様式第5号)
- (2) その他市長が必要と認めるもの

※デジタル地域通貨付与のみに関係する対象設備 (家庭用エネルギー管理システム (新築)、V2H) の場合、以下の書類も添付してください。

- (1) 設備及びその設置場所の案内図
- (2) 設備及びその設置に係る領収書の写し (領収の日付、発行する業者名と社印、申請者の氏名等明記)
- (3) 設置設備に係る内訳書の写し (見積書等、工事費用の詳細が分かるもの)
- (4) 仕様書の写し
- (5) 保証書の写し
- (6) 設備別必要書類及び設備設置の状況を示すカラー写真 (以下の表をご確認ください)

家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	
書類	①国際標準規格 (ECHONET-L i t e) に適合することを証する書類
写真	②計測ユニットの全景及び型式No. ③モニター (家庭の使用電力の状況が分かる画面)
V2H充給電設備	
写真	①設備の全景及び型式No. ②V2Hを含む家の全景

【 補助金・地域通貨の請求 】

市から補助金の交付決定を受けた方は、交付決定通知を受けた日から10日以内に補助金交付請求書（様式第4号）を、30日以内にデジタル地域通貨請求書（様式第5号）を環境課に提出することになっておりますが、**補助金交付申請書提出時に一緒に提出**していただいても構いません。その際は日付や交付決定通知の日付、金額等は記入しないでください。また、印を鮮明に押印し、記入間違いのないよう注意してください。

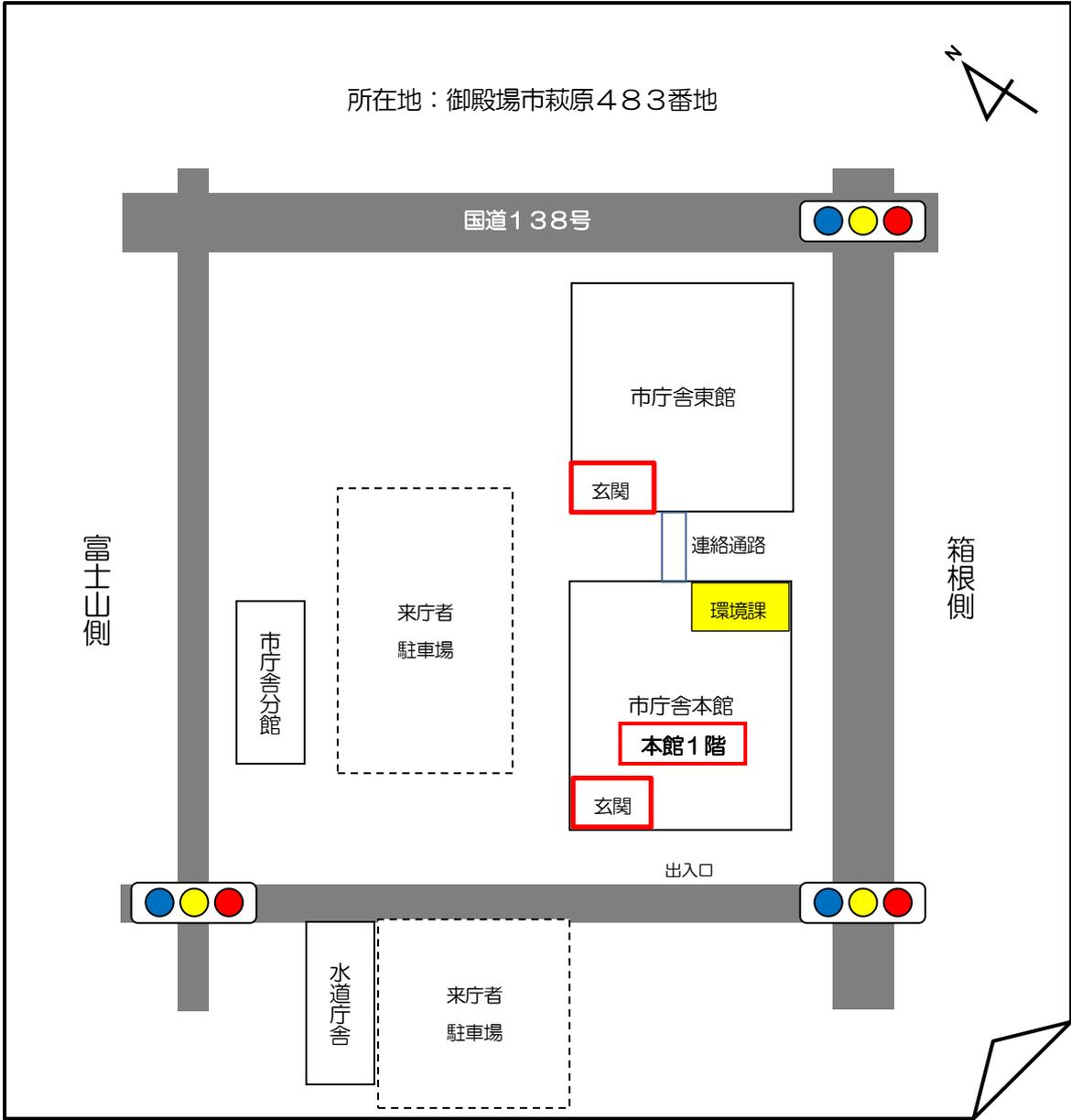
【 注意事項 】

- ☆申請書類に不備がある場合や申請期間を過ぎている場合は、受理することができません。
チェックシートによる事前確認をお奨めします。
- ☆申請者と各種提出書類に記載された氏名と住所が全て同一でなければ、補助金交付ができません。
- ☆過去に補助金交付を受けた補助対象設備（燃料電池給湯器の場合は、CO2冷媒ヒートポンプ給湯器と潜熱回収型給湯器も含む）について、法定耐用年数の経過前に付け替える場合は補助対象外です。
- ☆業者の方が代理申請する場合は、「代理人選任届」の提出が必要です。
申請者本人が記入してください。
- ☆鉛筆や消せるペン（フリクション等）で記入されたもの、押印箇所にマーカー等で記入があるものは再提出をお願いすることがあります。
- ☆請求書の日付欄は記入しないでください。
（記入されていると再提出をお願いすることがあります。）
- ☆請求書の記入間違いについては、訂正印による訂正が原則認められませんので、書き直していただくこととなります。
- ☆保証開始日（登録日）が同一年度の補助対象設備導入期間中であれば複数設備の同時申請は可能ですが、年度をまたぐ場合はそれぞれの年度で申請していただくこととなります。
- ☆デジタル地域通貨による付与は同時申請時のみ適用となります。
- ☆申請に必要な書類が揃わなかったなどの理由で、令和5年度の補助金の交付を受けておらず、令和6年1月1日から令和6年3月31日までに取得したものがあある場合は、令和6年度の補助金で申請することができますので、事前にご連絡をお願いします。

【 書類提出場所 】

御殿場市役所 本庁舎1階 環境市民部 環境課 へ直接お持ちください。
※窓口での提出ができない場合は、事前にお問い合わせください。

案内図



問い合わせ

御殿場市役所環境市民部 環境課環境政策・保全スタッフ

TEL : 0550-83-1603

FAX : 0550-83-1685

E-mail : kankyo@city.gotemba.lg.jp